

財政局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

平成28年12月28日
28川財庶第1360号

(目的及び設置)

第1条 職員の心と身体の健康保持及び仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を推進するとともに、多様な働き方の推進に取り組み、もって市民サービスを推進することを目的として、川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第7条に基づき、財政局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「局推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 局推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他、職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 局推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、財政局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、税務監及び財政部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、局推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときには、副本部長のうち本部長の指名する者がその職務を代理する。

(局推進本部会議)

第5条 局推進本部会議は、必要に応じ本部長が召集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 局推進本部の庶務は、財政部庶務課において処理する。

(部会)

第7条 局推進本部の所掌事務に係る専門的な事項を協議するため、別表第2のとおり部会を置き、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、本部長に承認の下で、部会の中に分科会を置くことができる。

3 前項の分科会の構成については、部会長がこれを定める。

(連絡調整会議)

第8条 局推進本部に係る協議事項の情報共有等を図るため、連絡調整会議を開催する。

2 前項の連絡調整会議の出席者は、財政局管理職会議の出席者とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、局推進本部に運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部員

資産管理部長
税務部長
収納対策部長
庶務課長
資産運用課長
税制課長
収納対策課長

別表第2 (第6条関係)

部会名	部会長	部会員	庶務担当
財政部会	財政部長	庶務課長 財政課長 資金課長	庶務課
資産管理部会	資産管理部長	資産運用課長 契約課長 検査課長	資産運用課
税務・収納対策部会	税務監	税務部長 収納対策部長 かわさき市税事務所長 みぞのくち市税事務所長 こすぎ市税分室長 しんゆり市税事務所長 税制課長 市民税管理課長 資産税管理課長 収納対策課長 債権管理課長	税制課